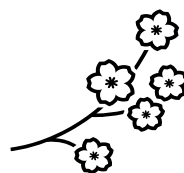


都立霊園

が っ そ う ま い ぞ う し せ つ

樹林型合葬埋蔵施設

使用の手引



本書には東京都霊園条例等に定められた、
都立霊園を使用するときの決まり事が
書かれています。

よくお読みになり、正しくご使用ください。



指定管理者

公益財団法人東京都公園協会

1

公益財団法人東京都公園協会は、平成18年4月より東京都の指定管理者として、都立霊園の管理業務を行っております。

目次

1	使用許可証	3
2	使用者	3
3	使用上の注意	3
4	使用者の皆さまへのお願い	4
5	遺骨の納骨方法	5
6	各種届出・申請	8
7	使用許可の取消し	10
8	献花式	10
	樹林墓地案内図	11
	都立霊園のお問い合わせ先	12

平成 25 年 2 月発行・令和 4 年11月改訂

1 使用許可証

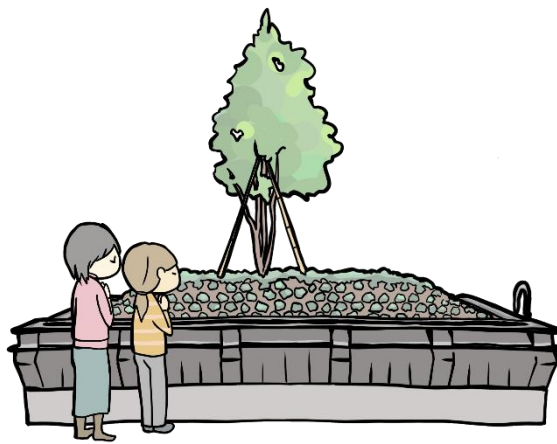
使用許可証は、樹林型合葬埋蔵施設(以下『樹林墓地』といいます。)を使用する権利を示す唯一の証書です。申込遺骨を埋蔵する際に必要となります。大切に保管してください。

2 使用者

使用者とは、樹林墓地の使用許可を受けた人(名義人)のことです。

3 使用上の注意

樹林墓地のご使用に際し、下記の事項にご注意ください。



- (1) 申込区分にかかわらず、申込遺骨の変更はできません。
- (2) 申込区分「遺骨」及び「遺骨・生前」で使用許可を受けた遺骨(申込遺骨)は、使用許可日から3年以内に埋蔵してください。使用許可日から3年以内に埋蔵しない場合は、使用許可が取り消されます。
生前申込※にて使用許可を受けた方は埋蔵期限はありません。
※「遺骨・生前」の生前申込を含む

- (3) 納骨は、使用許可を受けた該当の都立霊園窓口(管理事務所)で電話等により事前予約をされ、当日、窓口で納骨の手続きを行ってください。
- (4) 生前申込区分の利用者及び埋葬予定者は、ご自身がお亡くなりになった場合に速やかに埋葬していただけるよう、親族や友人等に樹林墓地の使用許可を受けていることを説明しておいてください。(巻末付録の「都立霊園利用者カード」をご利用ください。)
- (5) 法事等を行う場合は、事前にご使用の都立霊園窓口へ届け出の上、献花台前に設けられた参拝広場で行ってください。なお、参拝をする他の方のご迷惑にならないように小人数・短時間をお願いします。
- (6) 献花台(線香台)には、花及び線香以外のものを置いたままにすることはできません。法事等で供物を供えた場合は必ずお持ち帰りください。特に、卒塔婆やお酒・タバコ等のお供えは固くお断りします。
- (7) 毎月第4木曜日は、この施設の閉鎖日のため、参拝・納骨等はできません。

4 利用者の皆さまへのお願い

(1)火災防止について

火のついたお線香は火災の原因となります。お帰りの際にはお線香の火が消えたことを必ず確認してください。

(2)墓参時の注意について

墓参中の置き引き被害が発生しております。墓参の際には手荷物から目を離さないようにしてください。

また、お彼岸等の混雑が予想される時期の墓参には、公共の交通機関をご利用ください。



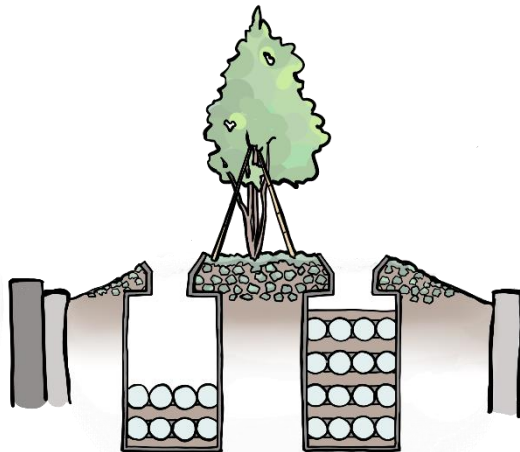
5 遺骨の納骨方法

(1) 納骨後の遺骨の取扱い

ア 樹木の周辺に、遺骨を納骨袋に入れた状態で、直接、土に触れるかたちで「個別に」1体ずつ埋蔵します。

イ 一度埋蔵した遺骨は、お返しすることはできません。

ウ 納骨手続きが終了した順番に埋蔵を行いますので、埋蔵場所を指定することはできません。



(2) すでに他の墓所や納骨堂に納骨されている遺骨を埋蔵する場合は、あらかじめ改葬の許可を得る必要があります。※詳細については「改葬手続きの手順」(7 頁)をご覧ください。

(3) 樹林墓地には、火葬した遺骨でないと埋蔵することができません。土葬した遺骨を改葬する場合は、必ず火葬してください。

〔粉状遺骨区分でお申込みの遺骨について〕

粉状遺骨区分でお申込みの遺骨を埋蔵する場合は、納骨時までには必ず遺骨を粉状にしておく必要があります。

別添により、参考として粉骨取扱事業者をお示ししますので、直接事業者へお問い合わせください。

ご自身で遺骨を粉状(パウダー状)にさせていただいても構いません。

※ 別添は、あくまでも粉骨取扱事業者の一例です。それらの粉骨取扱事業者とのトラブル等についての責任を、東京都及び公益財団法人東京都公園協会が負うものではありませんので、その旨ご承知おきください。

- (4) 樹林墓地への遺骨の埋蔵は、管理事務所で手続きが終了した後に、職員が行います。埋蔵に立ち会うことはできません。
- (5) 故人の記念品等、副葬品の埋蔵はできません。
- (6) 墓誌の設置はありませんので、埋蔵者のお名前を刻むことはできません。
- (7) 遺骨を納めた骨壺等(骨箱含む)は布に包んでお持ちください。
- (8) 遺骨を納めた骨壺等は返却できません。

納骨手続きの手順

① ご使用の都立霊園管理事務所へ電話で納骨日時を予約する(電話番号は裏表紙参照)

納骨時に霊園窓口にご持参いただくもの

- ・認印
- ・「樹林型合葬埋蔵施設使用許可証」
- ・「火葬許可証」又は「改葬許可証」



- ② 「樹林型合葬埋蔵施設使用許可証」をご使用の都立霊園の窓口に表示する
- ③ 「火葬許可証」又は「改葬許可証」をご使用の都立霊園の窓口へ提出する
- ④ 「遺骨共同埋蔵承諾書」※に記名・押印(認印可)する

(霊園の窓口にあります)

※「遺骨共同埋蔵承諾書」とは、使用者又は埋蔵手続きを行う方が納骨後に共同埋蔵することについて承諾いただくものです。

改葬手続きの手順

(火葬許可証で納骨される場合はこの手続きは不要です)

すでに墓所や納骨堂に納骨されている遺骨を別の墓所や納骨堂に移すことを「改葬」といい、「改葬許可証」が必要となります。



改葬許可証は、現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂が所在する市区町村に申請し、交付されます。なお、改葬手続きについては、ご使用の都立霊園の窓口でも確認できます。

①埋蔵・収蔵証明書の発行

現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂の管理者から「埋蔵・収蔵証明書」を発行してもらいます(有料)。

②使用証明書の発行

霊園の窓口で「使用許可証」を提示し「使用証明書」を発行してもらいます(有料: 400円)。

③市区町村への改葬許可書の申請

現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂が所在する市区町村の窓口で、上記①の「埋蔵・収蔵証明書」と上記②の「使用証明書」を一緒に提出し、「改葬許可証」の交付を受けてください。

※市区町村によって少し異なりますので、詳細は遺骨が納骨されている墓地や納骨堂が所在する市区町村に事前にお問い合わせください。

④納骨されている墓所や納骨堂からの遺骨の引き取り

遺骨が納骨されている墓地や納骨堂の管理者に上記③で交付された「改葬許可証」を提示し、遺骨をお引き取りください(土葬の場合は火葬が必要です)。

⑤遺骨の納骨

※前頁の「納骨の手続きの手順」をご参照ください。

※⑤以外の手続きについては、手数料が必要になる場合があります。

※お墓のカロートに納骨することを埋蔵といい、納骨堂に納めることを収蔵といいます

6 各種届出、申請

次の場合には、速やかに都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口において所定の手続きをしてください。
※但し、(4)はご使用の都立霊園窓口に限ります。

(1)住所・電話番号が変わったとき

《インターネット》

都立霊園公式サイト「TOKYO 霊園さんぽ」住所・電話・連絡先 変更申請フォーム にて受け付けております。

○スマートフォン



○パソコン <https://www.tokyo-park.or.jp/reien/form/>

霊園さんぽ

検索

→ 霊園を使う

→ 住所・電話・連絡先 変更申請フォーム

《郵送又はファックス》

下記の事項を記載し、お近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課へ速やかに書面により届け出てください。 ※住所は裏表紙参照

① 使用者氏名

③ 新住所・電話番号

② 使用者管理番号

④ 旧住所・電話番号

公益財団法人 東京都公園協会霊園課

ファックス番号 03-3232-3194

※住民票を提出していただく場合があります。

(2)本籍、氏名が変わったとき

本籍、氏名が婚姻等により変わったときは、下記の書類をご用意の上、お近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口へ届出をしてください。

- ① 使用許可事項変更届(用紙は申請受付窓口にあります)
- ② 変更の事実(新・旧の内容)が記載してある戸籍謄本類
- ③ 樹林型合葬埋蔵施設の使用許可証
- ④ 使用者の認印

(3)使用許可証の再交付を受けるとき

使用許可証を紛失したときや破損したときは、使用者は使用許可証の再交付を受けることができます。下記の書類等をご用意の上、お近くの都立霊園窓口又は公園協会霊園課窓口で再交付の申請をしてください。

- ① 使用許可証再交付申請書(用紙は申請受付窓口にあります)
※申請時に申請者の実印を押していただきます。
- ② 霊園管理料の領収証又は口座振替通知書(直近に支払ったもの)
- ③ 住民票(本籍の記載があり、申請日において、発行から3カ月以内のもの)
- ④ 使用者(名義人)の実印
- ⑤ ④の実印の印鑑登録証明書(申請日において、発行から3カ月以内のもの)
- ⑥ 再交付手数料(1,100円)
- ⑦ 郵送料として、460円分の切手

※再交付手数料・郵送料は、令和4年4月現在のものです。

(4)施設を使用しなくなったとき(施設の返還)

施設を使用しないことになったときは、申込遺骨が未埋蔵の場合に限り、下記の書類をご用意の上、ご使用の霊園窓口で速やかに返還の手続きをしてください。(他の霊園等での手続きはできません)

- ・ 一部返還は認められません(例:遺骨2体用の使用者が1体分のみ返還する→不可)。
- ・ すでに共同埋蔵された遺骨の返還はできません。

なお、上記の条件のもとに、使用許可日から3年以内に使用終了届を提出し、返還の手続きを終えた場合は、お納めいただいた使用料の半額をお返しいたします。

- ① 使用者(名義人)の実印
- ② ①の実印の印鑑登録証明書(申請日において、発行から3カ月以内のもの)
- ③ 樹林型合葬埋蔵施設使用許可証
- ④ 埋蔵施設使用終了届(霊園窓口にあります。)

7 使用許可の取消し

次の場合には、東京都霊園条例の規定により、使用許可を取り消すことがあります。

- ・使用許可を受けた施設を他人に貸し、又は使用する権利を譲渡したとき。
- ・使用許可日から3年以内に埋蔵しないとき。^{※1}
- ・東京都霊園条例第二章(埋蔵施設等の使用)の規定に違反し、又は同章の規定による命令に違反したとき。
- ・使用許可に付した条件^{※2} に違反したとき。
- ・偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。

※1 生前の埋蔵予定者として使用許可を受けた方を除く。

※2 使用許可に付する条件

- ・東京都霊園条例及び東京都霊園条例施行規則の規定を遵守すること。
- ・埋蔵する際に、施設内の指定された区域に他の遺骨と共に埋蔵することに同意すること。
- ・使用者の責に帰すべき理由によって知事が設置した施設又はこれに付属する設備を損傷したときは、補修し、又はこれに要する費用を賠償すること。

8 献花式

毎年5月4日(みどりの日)に、埋葬者に対し花を供える献花式を行います。

令和4年度の献花式は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、献花式は集会形式とせず所長による代表献花を行い公園協会公式 YouTube で配信とさせていただきました。

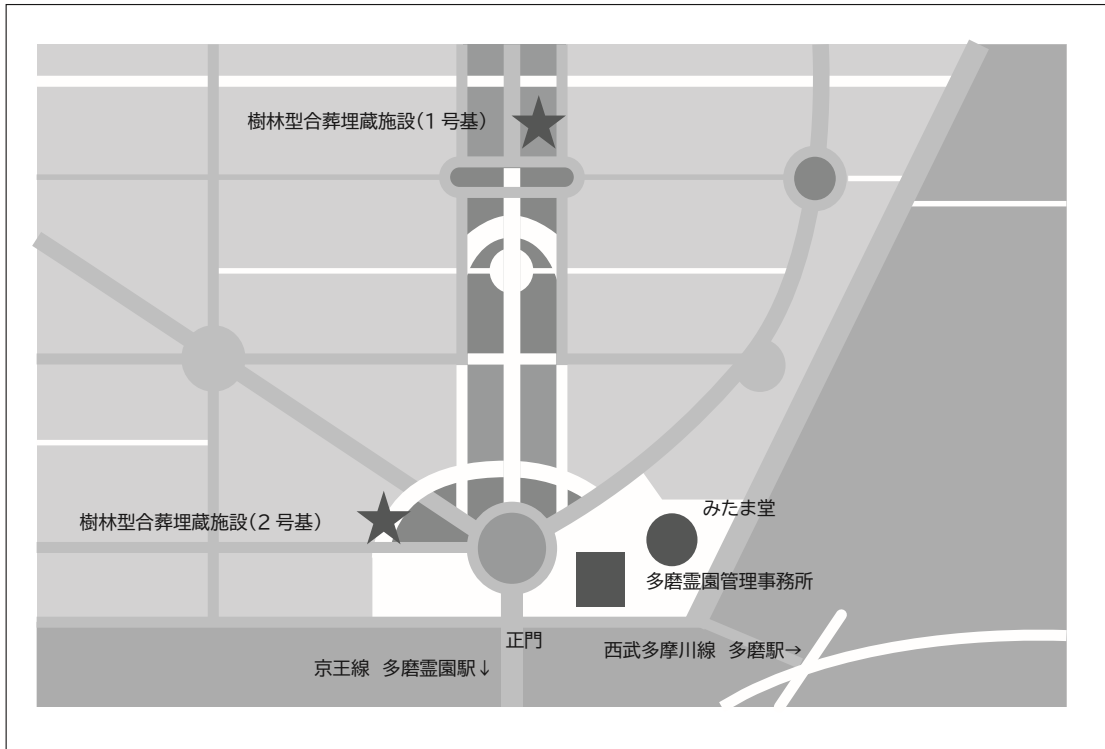
来年度以降の献花式の方式は未定です。

なお、献花式開催中は、個人で行う法要等をご遠慮ください

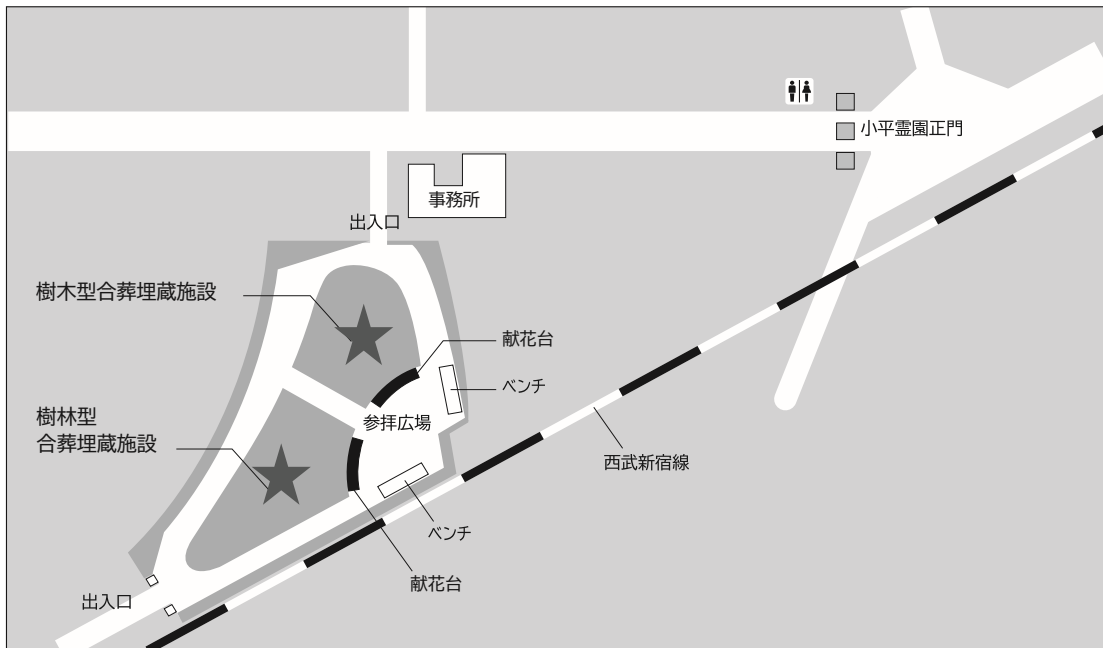


樹林墓地案内図

●多磨霊園樹林型合葬埋蔵施設



●小平霊園樹林型合葬埋蔵施設



都立霊園のお問い合わせ先 お問い合わせの際は、お手元に使用者管理番号をご用意ください。

多磨霊園管理事務所	042 (365) 2079	183-0002 府中市多磨町 4-628
八柱霊園管理事務所	047 (387) 2181	270-2255 千葉県松戸市田中新田 48-2
小平霊園管理事務所	042 (341) 0050	189-0012 東村山市萩山町 1 -16-1
八王子霊園管理所	042 (663) 1533	193-0826 八王子市元八王子町 3-2536
青山霊園管理所	03 (3401) 3652	107-0062 港区南青山 2-32-2
谷中霊園管理所	03 (3821) 4456	110-0001 台東区谷中 7-5-24
雑司ヶ谷霊園管理事務所	03 (3971) 6868	171-0022 豊島区南池袋 4-25-1
染井霊園管理所	03 (3918) 3502	170-0003 豊島区駒込 5-5-1
公益財団法人 東京都公園協会霊園課	TEL 03 (3232) 3151 FAX 03 (3232) 3194	160-0021 新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康プラサハイジア 9F

【窓口の申請書類受付時間】 8:30 ~16:30 (お問い合わせ等は 17:30 まで)

【東京都公園協会霊園課の申請書類受付時間】 8:30 ~16:30 (お問い合わせ等は 17:15 まで)

都立霊園の窓口は、年末年始(12月29日~1月3日)は休業です。

公益財団法人東京都公園協会霊園課の窓口は、土・日・祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)は休業です。

※現在、東京都庁では墓所に関する各種手続きは受付けておりません。

《 チャットボットのご案内 》

都立霊園に関するご質問に“みたまちゃん”がお答えします。

“みたまちゃん”をクリックして、質問を入力してください

詳しくはこちらまで

霊園さんぽ

検索



TOKYO 霊園さんぽ

<https://www.tokyo-park.or.jp/reien/index.html>

“みたま”です。
お気軽にどうぞ

